

各 位

会 社 名 テ ラ 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 智 之
 (コード番号： 2191)
 問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 虎 見 英 俊
 (電話：03-5937-2111)

**第三者割当により発行される第19回乃至第21回新株予約権(行使価額修正条項付)
 の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2019年6月7日及び12日開催の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第19回乃至第21回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行に関して、この度、2019年7月1日に発行価額の総額(3,660,000円)の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2019年6月7日公表の「第19回乃至第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー・プログラム)及び無担保融資契約の締結に関するお知らせ」及び2019年6月12日公表の「第19回乃至第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー・プログラム)の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2019年7月1日
(2) 新株予約権の総数	18,000,000個 第19回新株予約権：6,000,000個 第20回新株予約権：6,000,000個 第21回新株予約権：6,000,000個
(3) 発 行 価 額	総額3,660,000円 第19回新株予約権1個当たり0.30円 第20回新株予約権1個当たり0.17円 第21回新株予約権1個当たり0.14円
(4) 当該発行による潜在株式数	18,000,000株(新株予約権1個につき1株)
(5) 資 金 調 達 の 額	4,104,036,400円(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額は、229円とする。 本新株予約権の行使価額は、2019年7月2日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日における当社普通株式の普通取引の終値に対して92%を掛けた金額の1円未満の端数を切捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。 また、いずれかの価格算定日以内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に

	<p>基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずのものとする。)</p>
(7) 募集又は割当方法及び割当先	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。</p>
(8) その他	<p>当社は、割当先との間で、2019年7月1日付けで、下記【ご参考】に記載する行使コミット条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本新株予約権の第三者割当契約(以下「本買取契約」という。)を締結した。</p> <p>また、第20回新株予約権の行使については2020年7月2日以降、第21回新株予約権の行使については2021年7月2日以降に行使が可能となる(但し、本新株予約権につき、当社の指示により前倒しての行使が可能)旨を本買取契約にて規定している。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

<コミット・イシュー>

当社が各回の本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(第19回新株予約権：6,000,000株、第20回新株予約権：6,000,000株、第21回新株予約権：6,000,000株)をあらかじめ定め、当該本新株予約権の行使が割当先によりコミットされている設計です。第19回新株予約権については、発行後翌取引日より行使期間が開始し、行使期間中の価格算定日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として120価格算定日以内に、割当先が必ず第19回新株予約権の全て(6,000,000株)を行使します(全部コミット)。またそれに加えて、第19回新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として60価格算定日以内に、2,400,000株相当分以上の第19回新株予約権を行使することを約しております(前半コミット)。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、コミット・イシューの特徴です。

なお、「全部コミット期間」とは、原則として、第19回新株予約権については第19回新株予約権の払込期日の翌取引日から120価格算定日目までの期間、第20回新株予約権については第20回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から120価格算定日目までの期間及び第21回新株予約権については第21回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から120価格算定日目までの期間(いずれも当日を含みます。)を個別に又は総称していい、「前半コミット期間」とは、原則として、第19回新株予約権については第19回新株予約権の払込期日の翌取引日から60価格算定日目までの期間、第20回新株予約権については第20回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日から60価格算定日目までの期間及び第21回新株予約権については第21回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日から60価格算定日目までの期間(いずれも当日を含みます。)を個別に又は総称していい。但し、後述の行使前倒し指示が行われた際には、第20回新株予約権及び第21回新株予約権に係る「全部コミット期間」ならびに「前半コミット期間」は上記の日程とは異なることとなります。

<コミット・イシュー・プログラム>

コミット・イシューを3回分組み合わせたものが、一般の資金調達(コミット・イシュー・プログラム)の特徴であり、第19回新株予約権と同様に、第20回新株予約権については2020年7月2日(但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日)(当日を含みます。)、第21回新株予約権については2021年7月2日(但し、行使前倒し指示により全部コミット期間が前倒しされた場合には、当該前倒しされた全部コミット期間の初日)(当日を含みます。)から、それぞれ当該各取引日の直前取引日を最終日とする1日当たり1ヶ月平均出来高及び1日当たり3ヶ月平均出来高が共に600,000株を超えていることを条件として、原則として120価格算定日以内の全部コミット及び原則として60価格算定日以内の前半コミットをしております。第20回新株予約権及び第21回新株予約権については、それぞれに係る全部コミット期間が開始するまでは新株予約権の行使はできない設計となっており、これら3回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、今後3年間にわたって蓋然性の高い資金調達を可能にしています。また、株価状況や資金需要状況によっては、第20回新株予約権及び第21回新株予約権を前倒しして行使することが合理的であると当社が判断した場合には、行使前倒し指示をすることができますが、当社が未公表のインサイダー情報を保有していないこと、ならびに第20回新株予約権に関する行使前倒し指示については第19回新株予約権が残存していないこと及び第21回新株予約権に関する行使前倒し指示については第20回新株予約権が残存していないことが、それぞれ行使前倒し指示を行うための条件となります。

	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
発行数	6,000,000個	6,000,000個	6,000,000個
発行価額の総額	1,800,000円	1,020,000円	840,000円
行使価額の総額	1,374,000,000円	1,374,000,000円	1,374,000,000円
行使想定期間	原則発行後約6ヶ月間	原則発行1年後から約6ヶ月間	原則発行2年後から約6ヶ月間
行使価額	価額算定日の終値の92%	価額算定日の終値の92%	価額算定日の終値の92%
全部コミット	120 価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット	120 価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット※	120 価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット※
前半コミット	60 価格算定日以内における本新株予約権の発行数の40%以上の行使を原則コミット	60 価格算定日以内における本新株予約権の発行数の40%以上の行使を原則コミット※	60 価格算定日以内における本新株予約権の発行数の40%以上の行使を原則コミット※
当初行使開始予定日	2019年7月2日	2020年7月2日	2021年7月2日
全部コミット完了予定日	2019年12月25日	2020年12月25日	2021年12月27日
取得条項	あり	あり	あり

※行使開始日の直前取引日を最終日とする1日当たり1ヶ月平均出来高及び3ヶ月平均出来高が600,000株を超えていることが条件

(注1) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で対象となる新株予約権全てが行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

(注2) 上記の予定日は現在想定される祝日を考慮して記載しており、今後の国民の祝日の設定により、前後する可能性があります。

(注3) 本新株予約権には取得条項が付されているため、将来的には、当社の選択により、かかる本新株予約権を取得・消却する可能性があります。

以上